

平成27年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9 番	船 橋 義 明
副 議 長	5 番	田 島 清 美
議 員	1 番	尾 関 俊 治
〃	2 番	古 田 聖 人
〃	3 番	伊 藤 功
〃	4 番	川 島 功 士
〃	7 番	岡 田 文 雄
〃	8 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	岩 越 誠

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
住民課長	加藤順子
福祉健康課長	服部敦美
子ども課長	森宏子
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	横井良典
主事	大野良太

1. 議事日程（第3号）

平成27年9月16日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第75号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第3 第60号議案 笠松町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 第61号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第62号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第63号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第65号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 第66号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 第67号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 第68号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 第69号議案 平成26年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第12 第70号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第71号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第72号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第73号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第74号議案 平成26年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（船橋義明君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により、順次質問を許します。

1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、地域包括ケアシステム構築についての質問をさせていただきます。

地域包括ケアシステムとは、住みなれた地域での高齢者の暮らしを支える新しい仕組みを考
えることで、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供できる支援体制の構築を目
指しています。

現在、我が国は、高齢化率約25%、4人に1人が高齢者です。総人口が緩やかに減少する中、
高齢者人口はふえ続け、ますます高齢化が進んで、約40年後の2055年には高齢化率約40%、
2.5人に1人が高齢者になると推計されています。世帯構成は、世帯主が65歳以上の単身世帯
や夫婦のみの世帯、つまり介護力の弱い小さな世帯が増加し、2035年には全世界帯の約28%を占
めることが予想されています。

私たちの未来にはどんな暮らしがあるか、たとえ要介護状態になっても、できる限り住みな
れた地域で、自分の家で自分らしく暮らしたいと皆思うのではないのでしょうか。そのためには、
高齢者の暮らしを支える新しい仕組みが必要です。日々の安全・安心、健康を確保するために、
一人一人の暮らし方に合った住まいを中心に、医療や介護、予防だけでなく、福祉サービスを
含めたさまざまな生活支援サービスが一体的に提供できる地域の仕組みの構築、おおむね30分
以内で駆けつけられる範囲を理想的な圏域として、笠松町の特性を考えながらつくり上げてい
くことが求められています。

1年前、同じ質問をさせていただきました。そのときから1年が過ぎ、内容が具体化されて
いるものもあると思います。

そこで1つ目の質問ですが、町長が6月の選挙の中で、地域包括ケアシステムの構築を早急
に検討すると言われていましたが、具体的な政策案をお聞かせください。

2つ目の質問ですが、現在、羽島郡医師会で産・官・学・医による豊かで効率のよい健康長
寿都市の実現を目指して頑張っております。医療費削減のためのいろいろな提案があるよう
です。例えば1つ目に、個人の健康を管理するシステムです。これは65歳以上の住民に活動量計

—— これは万歩計のようなものです —— を持ってもらい、かかりつけ医が活動量計を持った患者を診察して運動処方箋を処方し、日常的に散歩等の運動をしてもらい、その活動量計のデータを分析する。この繰り返しで生活習慣病患者やその予備軍、要支援・介護者が基礎体力をつけることで健康になり、医療費を減少させることです。この65歳以上の住民を行政と医師会が協力をして管理していくことが医療費削減に大きくつながるのではないのでしょうか。このことに対する考えをお聞かせください。

2つ目に、医療知識を持った人材育成です。これは、1. 笠松町全体、つまり子供から大人まで基本的な医学知識を学ぶことや、2. 緊急事対応 —— これは人工呼吸・AEDの操作のことです —— ができる人材をさらにふやすことや、3. 在宅患者を見守れる地域健康アドバイザーを育成することです。

小・中学生には、保健体育よりも進んだ知識を入れることや、大人はより実践的な知識を入れることです。このことの効果や利点は、1. セルフメディケーションができること。これは将来的な医療費の削減につながります。そして、2. 医療機関への適切な受診ができること。これは不要不急の受診が減り、これも医療費の削減につながります。そして3. 地域健康アドバイザーが老人の様子を見に行くことができること。これは地域包括ケアシステムの構築に役立ちます。この取り組みを行政と医師会が協力していくことについての考えをお聞かせください。

次に、スマートフォン利用をめぐる対策について質問をさせていただきます。

現在、全国ではいじめやネット依存など、スマートフォン利用をめぐるトラブルが急増していることを受け、防止・抑止のためのさまざまな対策が行われています。各自治体の教育委員会では、中学生が夜にスマートフォンを使うことを制限するルールを制定しているところがあります。2014年にいち早く制定した愛知県刈谷市のほか、福岡県春日市、兵庫県多可町、石川県加賀市、岡山県、香川県、福岡市、岐阜県では岐阜市と関市などが導入しています。

福岡県春日市では、歩きながらの操作や自転車に乗っての使用も禁止としました。そのほか、鳥取県米子市では、PTA連合会が、携帯・スマホ等に関する緊急アピールを発表。保護者に、小・中学生に携帯・スマホを持たせないよう呼びかけています。

そこで1つ目の質問ですが、小・中学生が夜にスマートフォンを使うことを制限してはどうでしょうか。

2つ目の質問ですが、生徒がトラブルに巻き込まれても、教員がSNSを理解できないため適切な指導ができていないといった課題の解決を図るため、小・中学校の教員に対してLINEなどのSNSについて教える研修・講座を開催してはどうでしょうか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（船橋義明君） 1番 尾関議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、私から尾関議員の御質問の中で、まず地域包括ケアシステムの構築の問題で、第1点に、具体的な政策案についての御質問であります。これについては以前にも申し上げましたように、この人口減少下の少子・高齢化社会においては、高齢者の方々を在宅で支える社会システムとして、御質問にあったように、医療や介護、あるいは予防、住まい、そしてまた生活支援が確保される体制の確立というのが、いわゆる地域包括ケアシステムの構築であります。これはもう喫緊の課題であり、早急に進めなければならない事業の一つであると考えております。

そのためには、私どもは第6期の介護保険事業計画において、いわゆるシステム構築に向けた地域支援事業の見直しを含めて、この計画期間である3年間での目標や、あるいはそのもとの関連施策を第4章の施策の取り組みという中で定めており、順次この計画に沿って進めていきたいと思っております。

特に、このシステム構築に向けた重要な施策としては、1つ目に、いわゆる在宅サービスの充実として、高齢者の方が住みなれた家や、あるいは地域に暮らすために、支援を必要とする高齢者を対象に、多様な在宅サービスを提供して支援するための仕組みづくりをする必要があり、この多様な主体が参画して、情報共有や、あるいは連携によって生活支援体制を協議していくための協議会というのを立ち上げて、住民協働により身近な生活支援サービスの整備・推進に努めてまいります。

そして、現在、既存サービスの実態調査等を実施して、この不足サービスの把握に努めるとともに、これに基づいて担い手の養成に向けて検討してまいります。来年度には、これをコーディネートする専門員を配置して、平成29年度から介護予防・日常生活総合支援事業として実施をしてまいります。

2つ目に、認知症施策の総合的推進として、認知症の高齢者と家族介護者の支援拡充や、認知症の初期集中支援による在宅生活のサポート、認知症のケアパス作成と普及が施策として上げられております。このため、既に平成26年度から認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置して、認知症カフェや、あるいは介護者のサロンを開催してまいりましたが、本年度からは新たに認知症の予防教室を開催して事業の充実に努めてまいります。

また、この認知症の方を適切な医療・介護につなげるための認知症の初期集中支援チーム、そして認知症についての課題や対策を協議する認知症対策協議会や認知症部会を設置するために、現在私どもが関係機関と協議をして、その調整段階ではありますが、調整をさせていただいております。

3つ目に、在宅医療、そして介護連携の推進としまして、在宅医療や介護連携の課題の抽出と対応の協議や、在宅医療・介護サービス提供体制の構築などが上げられます。これらに対応

するために、医師会を初め、医療・介護に関係する多職種で構成する在宅医療・介護連携推進協議会や在宅医療・介護部会の設置を予定させていただいて、今2つ目と同様に、現在、関係機関とこれも協議をして、調整段階であります。進めさせていただいております。

今後、医師会や、あるいは関係機関の御協力をいただきながら、順次、医療や介護連携を進めていくこととしております。

なお、地域住民への普及啓発のための事業としては、本年度11月11日の介護の日に、郡の医師会と笠松町、岐南町の両町で共催をして、笠松中央公民館において介護の日フェアの開催を予定しているほか、医療や介護関係者の研修会についても開催をしていく予定であります。

第2点に、65歳以上の住民と行政と医師会が協力して管理していくことが、医療費削減に大きくつながるのではないかということの御質問であります。町では、町民の皆さんの健康増進のために、いわゆる病気になる体づくりの大切さに配慮し、一次予防として健康教育や健康相談を、そしてまた二次予防としては特定健診やぎふ・すこやか健診、各種のがん検診など、医師会の御協力をいただきながら実施をし、疾病の早期発見や早期治療に努めております。しかしながら、健康増進は町民の意識と行動の変容が必要であることから、町民の皆さんが健康増進の取り組みに結びつきやすい、魅力的な、そしてまた効果的かつ効率的なものとなるように、これは町のみならず、医師会や医療機関、企業、民間団体の皆さんが協力をして、総合的に支援していくことで一層の効果が期待できるものと考えております。

そういう意味では、今回議員の提案いただいた個人の健康を管理するシステムについては、これは高齢者の生活習慣病予防や、介護予防の支援策として医療費の削減などにつながるものであって、地域包括ケアシステムの構築の社会資源としても着目できるものと考えております。

今後も、医師会を初め、関係機関の御協力のもとに、町民の皆さんの健康づくりを推進していきたいと考えております。ちょうどそのような中に、昨日、医師会長と面談をさせていただいた折に、今、先進的な機器の開発等も含めて努力をいただいているようでありますので、これもまた準備が整い次第、私どもと連携を密にして推進をしていきたいと考えております。

次に、医療知識を持った人材の育成の取り組みを行政と医師会とが協力していくことの方針についての御質問であります。この御提案の医学知識を学ぶことや、あるいは救急時に対応できる人材をふやすことについては、これは笠松町の第5次総合計画の救急体制の充実の中でも、いわゆる自主救護能力の向上が示されており、また医療費の削減にもつながって、大変必要なことと考えております。また、健康アドバイザーの育成についても高齢者を見守る人材の育成となり、地域包括ケアシステムに役立つものと考えております。

先般、羽島郡の医師会が示された、いわゆる医療や知識を有した住民による、高齢者が住みよいまちづくり構想というのを拝見させていただきましたが、まさに、今私たちが目指してい

る豊かで効率のよい健康長寿都市を実現するためのシステムづくりを示していただいております。小・中学生に対する医療教育プログラム等や、地域健康アドバイザーの養成、認定についての御指定もありましたし、それに対する実行プロセスなども示されており、大変参考となったものでありますから、私もぜひこの実行プロセスに沿って鋭意努力をしてみたいと思っております。それがまさしく、第5次総合計画の理念である、豊かで質の高い暮らしの実現や人間味豊かな「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造に当たるものであると確信をしております。

今後、医師会や、あるいは歯科医師会、医療関係の機関の皆さんと綿密に連携、協議をして進めてまいりたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 小・中学生が夜にスマートフォンを使うことを制限してはどうかという御提言に対してお答えをさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、全国いろいろな市町でスマートフォンの規制についての取り組みがなされておまして、県内においても岐阜市や関市等の取り組みがございます。

教育委員会といたしましても、平成26年7月でございましたが、青少年健全育成条例が改正されて、携帯電話の事業者、保護者に対する義務化がなされた夏季の休業前に、リーフレット「スマートフォン・携帯電話と上手につき合うために」を作成いたしまして、中学生に配布するとともに、家庭に「家庭のルール」づくりをお願いしたところでございます。

これらの取り組みでは、教育委員会からスマートフォンの規制を提案することも一つの方法だと考えておりますけれども、教育委員会、それから単位PTA、校長会、あるいは青少年町民会議等と連携して共通理解を図り、スマートフォン利用のルール・マナーづくりに取り組むことが重要だと考えております。もちろん家庭の協力も不可欠でございます。

何より、実態として児童・生徒の携帯・スマートフォンの所有率が高く、使用する当事者である小・中学生が自分の思いや考えを出し合う中で、自分自身の問題として受けとめ、行動していくことが求められています。本年度も羽島郡2町立志塾を実施いたします。その中で、携帯電話・スマートフォンの利用、約束、マナー、モラル等について、小・中学生が議論する場を位置づけております。このテーマで、羽島郡の小・中学生だけではなくて、高山市、それから白川村の小・中学生と交流をする予定でございます。小・中学生が自分で考え、仲間とともに議論し、自分が歩み始めることを明らかにすることが、学校に戻ってから仲間とともに取り組む礎になると信じております。

昨年度、携帯電話・スマートフォンに係る小・中学生の実態把握を実施したところでございます。それをもとに、小・中学生の思いを大切に、関係諸機関と連携しながら、スマートフォンの適切な利用につなげていきたいと考えております。

2つ目に、小・中学校の教員に対してLINEなどのSNSについて教える研修講座を開催

してはどうかという御提言でございますが、携帯電話・スマートフォンにかかわるトラブルの報道を目にいたしますが、羽島郡においては、児童・生徒がトラブルに巻き込まれて適切な指導ができないという状況は、今のところはございません。

現在、各学校において、小・中学生を対象に携帯電話・スマートフォンの利用、マナーにかかわる講座を位置づけたり、PTAで親子で利用について学ぶ機会を位置づけたり、あるいは情報モラルの授業を授業参観で実施したりするなど、児童・生徒とともに保護者にも啓発を図る取り組みをしているところでございます。例えば、笠松中学校では、予防医療研究所の医師からネット依存について指導を受けたり、通信業者からLINE等のトラブルへの対応について直接学んでおる機会も設けております。各学校において情報モラル、情報モラルの指導法について研修する機会を位置づけております。いずれにしても、教職員が携帯電話・スマートフォンに係る実態を把握し、現状に危機感を持つことが指導の第一歩として重要であると考えております。

今後も、御指摘のように、研修の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 1番 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） 丁寧な答弁をありがとうございました。

それでは、まず初めに地域包括ケアシステム構築についてですけれども、答弁を聞きまして、具体的な政策もある一方、まだこれから検討していかなくてはならない施策もあるということがわかりました。これからの施策につきましましては関係機関との協議、調整することはもちろん、医師会を初め、医療介護に関係する多職種の皆様と協議していただけるとのことですので、順次よろしく願いいたします。

地域包括ケアシステム構築については、1つだけ質問させていただきます。

地域包括ケアシステムを構築する手助けとして、松波総合病院内に松波リサーチパーク（MRP）という研究部署があります。医療費削減のための多くのアイデアや提案を持っております。先ほど私が示したのは2つなんですけれども、それ以外にも、実はもっとたくさんあります。そのアイデアを聞くこととか、助言をしていただくことというのは、行政から見る立場とMRPから見る立場、医学博士とか理学博士の資格を持った方ですので、そういったことはとても有効だと私は感じますけれども、その町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどもお答えしたように、医療機関やいろんな皆さんとの連携や協議をしながら進めていくことでもありますし、そういうような場で連携や、あるいは勉強をさせていただくことがあれば、これは積極的に対応して、進めるべきことだと思っております。そういうことが、やはりこれからの地域包括ケアシステムを推進していく中で、行政、あるいは

医療、または企業、それから民間、いろんなところとの連携がなくてはできないシステムですので、大いに参考となることだと思いますから、対応を考えてまいりたいと思っています。またよろしく、ひとつ御協力もいただきたいと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 1 番 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

今回の答弁で、2つの提案に御協力いただけるということで、なかなか医師会とか、松波リサーチパークというのは、アイデアとか提案というのは多く持っておるんですけども、やはりマンパワーがないんですね。ぜひ行政のほうで協力をいただいて、一緒に町民の健康づくりを推進していただけるようお願いいたします。私もできる限り協力したいと考えております。

最後に、もう一度町長、地域包括ケアシステムの構築への意気込みのほうを聞かせていただければと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは議員も御承知のように、私の6月の選挙のときに、地域包括ケアシステムの推進に関しては最優先で進めるべき大事なことだということで進めてまいりました。いずれにしましても、国が考えているこのシステムづくりや構想というのは、今お話があったように、30分以内でそういうことができるようなシステム、ちょうど私どものまちの形態というのは、どこへでも一番びたっと当てはまったいい形態であり、地域のメリットがありますから、どこよりも先に推進をして、モデル的な地域包括ケアシステムができるまちとして進めていきたいという大なる意欲を持っていますから、ぜひこのことは、これから協議や研究をしながら積極的に進めていきたいと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 1 番 尾関議員。

○1 番（尾関俊治君） 大変前向きな答弁をありがとうございます。

もう一度言いますが、私もできる限り協力させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、スマートフォン利用をめぐる対策についてですけれども、今回の質問に対しての教育長の答弁は、本当によく理解できました。しかし、それでも夜中までスマートフォンを利用して寝不足に陥っている児童・生徒さんは多いと思います。また、目に見えない細かいトラブルも、恐らく多くあると思います。ですので、少し強制力のある制限というのを提言・提案のほうをさせていただきました。

しかし、先ほどの答弁にもありましたが、トラブルを避ける最大の予防策というのは、保護者を初めとする周囲の大人がメディアに対するリテラシー、これは、つまり与えられた材料か

ら必要な情報を引き出し活用する能力を身につけ、使用の手本となるよう努力することがやっぱり大切なことと私も思います。このことについては教育長の考えるとおりで、よろしく願いいたします。

先ほどの答弁で、笠松中学校では通信業者からLINE等のトラブルの対応について学んでいるとお聞きしましたが、これも当然すばらしいことだと思います。

1つの提案なんですけれども、例えば現役の高校生が講師となって、自分の経験を踏まえた研修講座をすると、これはすごく勉強になると思いますけれども、こういったことの研修について、教育長はどう思われるかお聞かせください。

○議長（船橋義明君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） ありがとうございます。

貴重な提案だというふうに理解しております。実際にトラブルの体験であるとか、それから自分の陥った難しい場面等、そういったものを直接経験した者から小・中学生に話をさせていただくというのはいい機会で、中学校のほうにも提案をさせていただきたいと思っています。

何においても、今お話をくださいましたが、私どものアンケートでも、携帯を持っているけれども、それに約束なしで使っている児童・生徒の割合が非常に高く、具体的な数字を申し上げますと、例えば中学校3年生では、羽島郡で185人が、全く約束が家庭の中でされていないと。例えば小学校の3年生においても112人いたという実態がございまして、そういったアイデアをいただき、各学校でお話をさせていただくということの前に、とにかく基本は全ての携帯電話にフィルタリングをさせていただいて、家庭で家族全員が共通理解して、使い方を、約束をきちんと決めていただきたいと、こういったお願いを、ぜひ引き続きしていきたいと思えますし、先ほどの答弁にありますように、有用な、今おっしゃってくださったようなツールでございまして、児童・生徒が有効に活用してくれるように、児童・生徒が自分たちで自分たちの規制をし、場合によっては保護者らが私どもに提案をしてくれると、そういったような動きを大事にして、何とか被害から子供たちを守るように努力をしていきたいと思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 1番 尾関議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。

本当に、先ほど私が言ったのは1例のものになるんですけれども、ぜひいろいろな研修を考えていただいて、研修の機会の充実に努めていただくことをよろしくお願いいたします。

今回のまとめになりますけれども、スマートフォンを使用することにより発生するトラブルというものには、ながらスマホによる事故、長時間の操作による視力低下や寝不足などの肉体的なもの、無料アプリに登録したりネットに書き込んだりすることで起こる個人情報の流出、SNSを介した人間関係上の物事、成り済ましやウイルス感染など、さまざまなものが存在し

ております。

スマホは便利な反面、日常生活で手放せなくなるなどの強い依存性を持っております。自己管理能力が未熟な中学生の場合は、さらに深刻になります。学校や行政で情報モラル教育やスマートフォン利用のルールづくりを盛んに行っていただき、児童・生徒自身も積極的に自衛力を身につけることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 第75号議案から日程第16 第74号議案までについて

○議長（船橋義明君） 日程第2、第75号議案から日程第16、第74号議案までの15議案を一括して議題といたします。

書記をして第75号議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第75号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度笠松町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,996万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月16日提出。笠松町長 広江正明。

○議長（船橋義明君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、追加議案の御説明をさせていただきます。

追加で配付させていただきました議案の1ページから3ページにわたっております第75号議案 平成27年度一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正額は710万円であります。

いずれもマイナンバー関連で、急遽2つの補正をさせていただくものであります。少し補正にまで至った経緯を御説明させていただきます。

役場のパソコン環境でございますが、平成22年度途中までは、インターネットにつながった情報系と住民情報の基幹系は別々に運用していました。それで基幹系のCSが老朽化したことで、新しいシステム導入の検討を行いました。私どもが加入しています行政情報センターが取り扱っていました新しい基幹系のシステム、総合行政システムというんですが、これは1台のパソコンで情報系と一緒にこの基幹系を扱ってもセキュリティー対策が万全であるという助言

がございました。町もそれを受けて23年1月から導入しました。笠松町は早かったわけですが、県内の自治体も昨年度までに、ほぼ導入を完了いたしました。5年間、何のトラブルもなく、それまで1人数台パソコンという状況で机の上もすっきりして、事務能率の向上にも寄与してきたところであります。

それで、6月ごろから、このマイナンバーの運用開始に向けて、社会保険庁の事件もあったことから、国から複数回、セキュリティーの確保をされたい旨の通知がございました。町としては、この総合行政システムはセキュリティーが確保されているという判断をしまして、静観をしておりました。しかし、8月29日に最終的な確認の通知がございました。10月5日の運用開始までに、基幹系、住民情報ですが、完全に外部環境と遮断された環境が確保されていますでしょうかという確認が来ました。急遽、総合行政を入れている他の自治体の動向も確認しまして、先週末の判断であります。現時点で動き出せば10月5日、実際には10月5日までは動きませんが、法の施行日までに間に合うとの判断で、本日この補正予算を提案させていただいたものでございます。

それで、先ほども申し上げましたが、2つの補正内容がございまして、まず電子計算費のほうですが、2つの科目で補正をしております。マイナンバー制度の導入に伴い、国から庁内の住基システム及び宛名システムにおいて、個人情報への標的型攻撃対策の徹底を図るよう通知があったことを受けて、当町の対応として、国の要請どおり、この住基システムにおけるネットワークとインターネットに接続するネットワークを物理的に遮断する対策を講じることとしました。これに伴い、新たに導入する端末及びネットワークの構築、それらの機器の設定等に係る委託料を572万4,000円増額、それから端末・ネットワーク機器、サーバーとかパソコンですが、これをリースで導入する機器使用料を131万6,000円増額するものであります。

10月5日までに、この対策を完了した団体には、この対策に要した作業費、SE等の人件費について、来年3月に特別交付税による措置が行われる予定であります。

なお、基幹系ネットワークの専用端末については、総務課に1台、税務課に8台、収納管理課に4台、それから住民課に9台、福祉健康課に11台、子ども課に3台、子育て支援センターに1台、会計課に1台、予備2台を合わせまして、計40台導入の予定であります。

それから、基幹系ネットワーク用資産管理とファイルサーバーの設置ということで、その役割であります。基幹系端末のウイルスソフト管理、ネットワークの監視、それから外部メモリーの接続制御ということで、USBメモリー等で情報を吸い取れない制御、それから個人情報専用ファイルサーバー等がその設置の目的であります。

それからもう1つ、住民基本台帳費のほうで補正をしておりますが、こちらは個人番号カードの交付時の関係予算をお願いするもので、個人番号カードの交付時における本人確認は、基本的に職員の目視により行うこととなりますが、申請者と個人番号カードに貼付されている顔

写真との同一性に疑義がある場合には、顔認証システムにより判断をあわせて行うことに伴い、スキャナーとウェブカメラ等の必要機器を購入するため、備品購入費を6万円増額させていただくものであります。

このシステムを利用することにより、個人番号カードの本人確認書類としての信頼性を高めることができ、成り済まし防止対策など本人確認業務の一層の適正化を図るものであります。一般的には使用しませんが、どうしても判断がつかないときのみ使用するものであります。

なお、この本人確認用のソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構から無償で市町村に配付されるものであります。

財源でございますが、今回の増額補正に伴い不足する財源には、財政調整基金を取り崩すことで、710万円繰入金を増額させていただきます。

それから、今回追加提案した一般会計補正予算（第6号）を先議していただくことにより、開会日に提出させていただきました一般会計補正予算（第5号）と議決日が前後することになり、議案書の補正前の額及び計の額が変わることになりますが、補正予算に関し、議決の対象となるのは補正額そのものについてであると解されておりまして、様式中の補正前の額、計の欄はあくまでも参考表示であるとされておりまして、したがって、2以上提案された補正予算の順序が、入れかわって議決されるような場合においても補正額が可決されるものであり、議決自体に問題はございませんので、そこのあたりお含みいただき、適正な判断をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（船橋義明君） お諮りいたします。ただいま提案の第75号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は先議することに決まりました。

第75号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一般質問の古田議員の質問で、マイナンバーについてのいろいろがわかりましたけれども、議案として審議するのは初めてのようですので、ここでお聞きします。今回、マイナンバーを10月1日以降、来年に向かって実行していくことになるための体制づくりだと思いますが、まず本人確認ができない方たち、顔写真までつけるということなどから見ても大変なことのようです。来られない人についての対応を具体的に、もう一度教えてください。

それから、今回、このセキュリティーのための体制としてこのようなことがとられるようですが、私はマイナンバーのこうしたセキュリティーを高めれば、また次に危険をする、頭のい

い人が次から次へと犯罪につながる対策をしていくというふうには思いますし、きょうの岐阜新聞によりますと、もう既に、いろいろと住民に対して貯金通帳の番号を教えてくださいというのを初め10件ほどあったというようなのが載っておりました。これで完全にとなるのかどうなのか、それから、この710万については交付税に来年度に算入されていくということだということなのですが、またどこに入ったかわからないような形なのか、きちっとこの経費がわかる形で返ってくるのか、まずお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、実際、役場庁舎のほうに出向いてこられない方に対する対応ということで、個人番号カードの発行については、原則、やはり御本人に手渡しするという考え方ではありますけれども、町長のほうも一般質問の中で答弁をさせていただいておりますが、代理人による申請という形で、まず第1段階がございます。代理人の中でも、いわゆる法定代理人の場合と、それから任意の代理人の場合がございますが、任意の代理人の場合には委任状と本人が来られない理由となるものを書いていただき、それを証明できるような書類、例えば医師の診断書とかというようなものを添付していただき、交付の際には御本人の確認できる写真つきの書類と、代理人として見えた方の本人確認できる写真つきのものを確認させていただいて交付をするという、それが一般的な形になると思います。個々での対応ということで、どのぐらいになるかはわかりませんが、最悪の場合には一応訪問によって、第三者の方に確認をしていただけるような状況を環境設定して交付ということも考えていかなければならないのかなというふうには思っております。これからちょっと具体的には検討していきたいと思っておりますけれども。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 私のほうからは、セキュリティーについてでございますが、現在、国のほうが設計されております制度設計、または国からの通知、要請等に基づきまして、万全の体制をしいていくというような考えのもとで事業を進めさせていただいております。

あと、交付税の関係でございますが、現状では、先ほど副町長が説明申し上げましたように、その要した作業費等につきましては特別交付税ということで措置されるということですので、そのように承知をいたしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、笠松町だけでマイナンバーにかかる経費がどれぐらいか、およそ計算できておるのでしょうか。それから、マイナンバーのカードの交付に当たっては、正確を期することは当然なんですけれども、例えば人間全部にということだと、日本国民全部という

ことですので、家族で、まだ生まれたての赤ちゃんから始まってだと思いますが、そういうあたりについてはどのような形でカード発行されていくのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） マイナンバー事業に関する事業費でございますが、システム改修費と今回の提案の部分しか、ちょっと今のところ掌握している数字がございませんので、それでお答えをさせていただきたいと思います。

昨日、システム改修費が5,000万ということで、それに本日の710万円を加えまして5,710万円、うち3,500万円ほどが、昨日一般質問で補助金として交付されてくる。あわせて、この710万のうちの特別交付税相当額が、またそういった特財で措置をされてくる、現状そんなようなお答えでお許しいただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） それぞれの異動届の段階で、まずは通知カードを発行いたしますので、その議員御指摘のケースがちょっとなかなかわかりづらいんですけども、一応20歳未満の場合は10年ではなく5年という形で限定的な発行になります。あくまで申請によって個人番号カードを発行いたしますので、利用される可能性のない方というのは、まずは通知カードだけ持たれるのかなということで、利用されるような意識といいますか、ある程度物心がついたといいますか、持つ価値がある方というのは、写真の確認ができる方ではないかなと。そういう場合も代理人の申請によって確認をしてという形になると思います。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 例えば、住基カードのときに、私ですと車の免許証を持っていないので、住基カードでいろんなところに通用するということで写真つきのを発行していただいて、今いろんな部分で使っているんですね。今度のこのマイナンバーは20歳以上は10年間有効なんですね。それで、それをどういうときに自分として使うことになるのでしょうか。それからもう1つは、例えば私の発行していただいてから10年間は今の使えるわけですけど、そこでその使用期限が切れたときに、マイナンバーに変えることによって住基カードと同じような使い方ができるのかということ、それから後の議案に出てきます使用料の800円とか500円の問題があるんですが、初めてやる、10年後であろうが必要になって、そのカードを発行していただくときの最初だけは無料だという意味にとっていいのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 最初、初回の交付手数料が無料であるということで、2回目からはちょっとどうなるかというのは、今後検討されるようですので、住基カードのことを考えると同じような形になる可能性があるのかなというふうには考えておりますけれども、まだち

よっと詳細がわかっておりませんが、実際のところは、その際には、また条例改正という形にはなるかと思いますが。

あと、議員御指摘のように、まずは住基カードにかわるような形での使用になると思います。ただ今後、付加価値と言ったらおかしいですけども、当初は本人の確認になりますよということと、公的個人認証、いろんな電子申請のe-Taxとか、そういうふうなときにそれが必要になりますので、全く今の段階ですと住基カードと変わらないじゃないかという話になるんですけども、これからの話の中で、いろんな利活用方法、付加価値が出てれば、それはそれでプラスアルファの利用価値の高いカードに変わっていくのかなあというふうに想定はされておるんですけども。

先ほどおっしゃったように有効期限がありますね、住基カードのほうは。これを更新する際に申請していただいて、それで終わりですので、個人番号カードを申請していただいて、通知カードを返していただいて、初回ですから手数料はありませんよ、ただですよという話になっていくわけなんですけれども。以上だったと思います。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 今回、物理的に切り離して、基幹系の専用のパソコンをそれぞれの課のところに40台配置するというお話だったと思うんですけども、それは基幹系ですので、一般のインターネットにはつながらなくて、でもネットワークにはつながっていると思うんですが、LGWANだとか、県の情報スーパーハイウェイにつながっているのか、どんなネットワークにつながっているのかというのが1点と、そのネットワークの中ではメールのやりとりがあるのかどうかというのを1点、連絡用にそういうメールのやりとりが上級官庁とかとの間であるのかどうかというのが1点。済みません、素朴な質問なんですけれども、マイナンバーカードというのは、亡くなったときにここへ持ってきて死亡届を出すということになるんでしょうか。本人が亡くなった場合はどういう処理をしたらいいんでしょうか。持ってこいと言われても、急に亡くなったり、例えば今回のような大災害に遭った場合、自分のポケットに入れておった場合は、本人がどこで亡くなっているかもわからないという状況になった場合は持っていきようがないこともあるかもしれないんですけども、その辺のところはどんなような状況になるんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、個人番号カードについての御質問ということで、亡くなられた場合ですね。一応、唯一無二の番号として個人に振られるということですので、住民基本台帳に必要情報として記載されるわけですから、亡くならればその番号が一応

廃止されて、カードについても基本的にはお返しいただくと。なければ、住基カードなんかですと紛失といいますか、忘失届のようなものを出していただいていますので、まだちょっと具体的に、そういういろんなどうすべきという、要領の中ではちょっと見れませんが、想定としてはそんなような形で処理していくことになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（船橋義明君） この際、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時18分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） どうも済みませんでした。

それでは、ネットワークについてというお尋ねですので、そちらについてお答えをさせていただきます。

今回、総合行政の専用端末と情報センターを専用回線で接続してネットワークをするというふうなものになっております。

2点目のメールのやりとりについては、基幹系のほうではしないというふうな設定で行いたいと考えているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） いわゆる総合行政システムとあれとはクラウドみたいな感じになるのかなと思うんですけども、一般の場合はメールのやりとりがあるということで、町としては、例えばそれに標的型メールに対する、そういう訓練というのはやっておられるんですか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えさせていただきます。

攻撃型メールへの対応について、今年度も実は年金機構の事案がありましてから内部的に何らかのそういった対応策といいますか、試験的にできないかということで検討をしたんですけども、今現在の環境の中では、ちょっとそういった不正ファイルを開いてというようなことができないということになりまして、今回については注意喚起という形で今までの遵守事項を再度徹底するという形で周知をさせていただいたところでございます。

昨日の一般質問でお答えいたしました今後のそういった対応について、保守業者との協議の中で、今そういった個人端末に類似した、そういった環境をつくって、内部ネットワークで隔離された仮想環境をつくりまして、そこで不正ファイルを実行することで実際にどうなるとい

うようなこともできないかということもあわせて今検討をさせていただいておるところで、取り得る対応策を講じながら万全を期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

これからそういうことも対応していただけるということなので、例えば物理的にというか、情報的にセキュリティーをかけて入ってこれないようにするとか、物理的に分けるということとは、最もこれは大事なことで、やらなきゃいけない。最終的には人で、物理的に分けても手で書いて持ち出せば一緒なので、今までも情報漏えいで、最終的にはその部分で全部漏れているんですね。皆さんを疑うわけじゃないんですが、結局そういうところから来ます。標的型メールでも、例えば上級官庁から来るメールでの指示が、実は上級官庁の人が悪い人だったら、もうこれはどうしようもないですね。実際にそういう人がおってそういうメールが来ておれば、でもその人が、もしそういう悪い意思があつてやった場合は、こちらは確かに善意の第三者になるかもしれませんが、結局抜き取られるということなんですね。ですから、結局最後は人だと思うので、ぜひともモラル喚起と、それぞれの個人の気持ちをしっかり引き締めて業務に当たっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 今の川島議員の質問の関連なんですけど、少し基本的なことをお聞きします。今回パソコンを購入されるということですけど、このデータですね、いわゆるネットワークの。それというのは、例えば外部メモリーか何かで取り込むことができるんでしょうか、そのあたりのセキュリティーはどういうふうになっていますか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 済みません、お答えさせていただきます。

購入という形でおっしゃっていただいたんですけど、リースという形で借りるという形態になっております。

あとは、USB等については、外部メモリーの接続制御というふうな形でソフト等を入れながら対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうしますと、あくまでもそういったデータとか、パソコンに表示され

るものはパソコン上の中の話であって、パソコンのハードディスクも含めて、そういうものに一切記憶されないと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。それで、別に業務的には差し支えないというふうに見ていいのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） パソコンの中での業務についてでございますが、通常の業務にかかわります検索ですとか異動作業のほか、あとそれをもとに、そのパソコン内における文書の作成ですとか云々のような作業は出てまいるかと思えます。それをまた引っ張り出してほかの場所へというような作業までは想定しておらず、パソコンの中で業務は完結するというふうなものを主に今考えております。

○2番（古田聖人君） ハードディスクには残っていないの。

○企画環境経済部長（村井隆文君） ハードディスクには残る形になると……。

業務そのもののデータ自体は残りませんが、そのパソコンの中で作業をした帳票等は、そのハードディスクに記録をすることができるかといいますか、可能であるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） よくわかりましたと言いがたいような、わかったような、私自身もよく理解できていないんですが、要するに、ちょっとパソコンを盗まれてしまうとやばいなというようなこともあり得るといふふうにはならないのかどうかということをお願い……。要は、大丈夫なんですね、ないと思うんですけど、パソコン本体を、例えば夜、泥棒が入って作業中のデータを盗まれてしまって、その中に残っているデータを悪用されるという心配はないのかという確認と、あと1つお願いなんですけど、今ずうっとお話を聞いていますと、よくわからないのは、来年1月以降、いろんな各機関とのデータのやりとりとか何かいろいろあると思うんですが、その流れを示したような、図でわかりやすいものがあれば、あとそのセキュリティー関係、そこでどういうふうにセキュリティーをするのかということは何かわかりやすく書いたものがあると非常に我々も今後の質問等に使えますので、何とかそのあたりも配慮していただけないかなと、これは要望をさせていただきたいんですが、以上です。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 先ほどの、文書など個々のパソコンにデータが残るかというお話なんですけど、物理的には可能であるということで、基本的に今、取り決めの中で共有のディスクというところに保管をしに行っておりますので、基本的にそれらの文書についても個々のハードディスク、個別の端末には残らないような運用にはなっておるということをお願いしたいと思います。

それと、あとパソコンが盗難に遭った場合にそのデータをということですが、基本的に検索等の作業をして、そのデータというのはその中には残ってはおりません。検索した大もとのところで専門的な人がそういうデータを解析して分析すれば、何らかのデータ表示というのはされることはあるかなというような可能性はあると思っております。済みません、よろしくお願ひします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今回のこの補正については、セキュリティーを高めるためのもので、この事業が執行される以上、仕方がないことかと思いますが、私どもは、このマイナンバー制度、そのもの自体、住民にとって利益なし、行政や国の必要としてやられることに3,400億円をかけられるということからいっても、この事業は賛成できませんので、その点で反対をいたします。

○議長（船橋義明君） 次に賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 笠松町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これもマイナンバーとの関係で一部を改正される個人情報保護条例ですけれども、議案資料のほうでお願いをいたします。

この条例の中で審議会の話が出ていて、5人の定員で町長が諮問をするということですが、

年に1回は個人情報の結果を報告することとなっているようです。まず審議会の委員さんの5名は学識経験者と言われますが、私としては、今度のマイナンバーからあわせると相当マイナンバーの仕組みなどを、国との関係から始まってつながりなども含めて詳しい方でないといかん部分もあるのではないかと思います、そのあたりでは審議会の委員、それから審議会は必要に応じてなのか、1年に1回報告をするということからいきますと、どのように開かれてきているのか、そして報告というのはどこへ報告していくのか、それも含めてお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 個人情報保護審議会につきましては、個人情報保護制度の適正な運営を図るために、町長が意見を聞いている機関でございます。それで、平成26年で申しますと、町で保有しています個人情報ファイル、これは186項目ありますが、それが適正な管理がされているかとかの判断、あと個人情報の外部提供、これは24項目ございますが、これは公益上必要であるかどうか、それから目的外利用、これは51項目ございますが、その目的の範囲を超えて利用することが可能かというようなことをご諮りしているものでございまして、5人の経歴は教師のOBとか、司法書士の方、医師の方、あとうちの住民福祉部長というような構成でやらせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 委員さんの任期は2年というふうになっているようですが、それからこれまでに個人情報に触れるような事件というのはなかったでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 個人情報保護審議会の委員の委嘱期間でございますが、今の委員さんの任期が25年10月17日から27年10月16日まででございます、改選時期に来ているということでございます。

それから、この件でいろいろ問題があったかというようなお話でございますが、今までそういうことはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これまででいうと186項目、外部としては24項目、その他51項目というふうにおっしゃいましたが、マイナンバーの関係で項目がふえるのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 奥村部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 今回の条例改正につきましては、議案資料の16ページの定義、第2条第3項に加えまして個人情報、個人情報にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律云々とありますけれども、これを簡単に申しますと、特

定個人情報とは個人番号を内容に含む個人情報のことで、それを条例に加えたということがまず第1点でございまして、次に、17ページに収集の制限、第6条実施機関は個人情報、特定個人情報は除くとあり、除くと書いてありますので収集の制限がないかと思われませんが、これは既に番号法の上位法で決められているというような格好でその辺を整理させていただいたものでございますので、今回の関係で、町の審議会等の内容が変わるものではございません。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 75号議案と同じ理由で反対をいたします。

○議長（船橋義明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

第61号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明のときに、厚生年金に一元化するためにこの条例の改正を行うということでしたが、笠松町議会の議員その他非常勤ということの公務災害で、その議員との兼ね合いでは、どのようなところでこの条例が適用されるのか教えてください。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 議員の年金制度が廃止されたときに、一時金を受け取った方と引き続き年金に入ったという方が見えると思いますが、引き続き年金加入された方につきましては、恩給制度による給付の対象になる期間がある場合は、共済組合法に基づき、引き続き

共済年金として支給を受けられるというものでございまして、今回、そういったところの字句整理をさせていただいたというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 共済年金がなくなったけれども、実際に継続して議員年金をもらっていらっしゃる方や議員による遺族年金の方などが残っているので、ここに議員というのがそのまま残るのかなと、そんなふうに思ったんですが、そうでしょうか。

それからもう1つは、公務災害ということ言えば、この際ちょっと聞いておきますけれども、私たちは生身ですので、現実のこうした活動の中で自分がそういう災難に遭って何かあったときの補償というのは、議員って全く何も災害補償はないんでしょうか、現在は。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 議員年金から共済年金、それから厚生年金と制度が変わってきただけですので、移行に伴いまして遺族年金の支給が若干変わるとかいうことはありますけれども、基本的に、内容的には議員年金が継続されているというような関係ですし、公務災害につきましては、今回出させていただいたものがそれに該当しますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時28分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第62号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほどの続きになりますけれど、20歳以上の大人は発行されて10年間、それから、それ以外の20歳未満ですか、子供が5年間というのほどここで区切るのか、年齢差がありますか。

それから、先ほどちょっと言われましたけど、10年間の後は、ここにある再発行とは違う形で再びそこから発行されていくということで、その10年間のうちに紛失したり、どこかでなくした場合は再発行をしてもらうということですが、先に10月に送られる通知カードについては、発行されてからずっと生涯の中で紛失したときに、そのカードでということになりますか。それに、どんなときに要るかがようわからんのであれですけど。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 質問の内容から整理させていただきたいと思うんですけども、申しわけございません。最初の質問で、どこで区別というふうにちょっと聞いたんですけど、どこで決まっているかというのは根拠をお尋ねということで……。年齢のいつのタイミングでということですか、であるならば、申請時の年齢で20歳以上であるか20歳未満であるかという形で自動的に区分されることになりまして、20歳以上であれば10年有効の個人番号カードを交付することになりますし、それ以外であれば5年のという個人番号カードを交付することになります。

2問目はお見込みのとおりというような答えになるかと思えます。もう一度言い直しになるかもしれませんが、10年間有効である個人番号カードは、有効期間が切れますと、有料か無料かという議論は別として、更新の交付ということになって、再交付の場合は、有効期間内に汚損もしくは紛失とかということで再度交付を要するような場合に手数料800円をいただいて交付をいたします。

番号通知カードのほう、これは3つ目ですね、写真がない通知カードのほうにつきましては、生涯の番号をそれで通知させていただいたということで、個人番号カードと交換しない、要するに個人番号カードの交付を受けなければ、それは永年ずっと持っていていただくということになりまして、これも先ほどと同じように、汚損もしくは紛失とかというようなことでなくなってしまった、あるいは使えなくなってしまったということであれば再交付をいたしますので、申請に基づいて、その際に再交付手数料をいただくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 10月1日現在で生きている者については通知カードをいただきますよね。その後、いわゆる新生児などへの通知も通知カードで、その出生届が出されたところで番号がついて発行していくのか、病院でつくということはないわね、その辺をお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 失礼します。まず法の施行が10月5日ですので、10月5日現在の住基データに基づいて、まず一斉に通知カードが発行されると。それ以降は、順次届け出に基づいて発行していくということになりまして、実際その符番とか発行手続、初回の発行手続につきましては、いろんなお話の中で出てきますJ-L I Sと呼ばれる地方公共団体情報システム機構というところが具体的には実施することになりますので、別に戸籍届け出をしたところで云々ということではなくて、一応住民基本台帳を管理する市町村がそれぞれ入力処理をして送られていくと、受託事業者の地方公共団体情報システム機構というところから送付されてくるという形になります。

○議長（船橋義明君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ちょっと聞かせてください、ちょっと関連になるかもしれませんが、今回の場合は再交付のときの手数料のお話ですね。例えば5年ごととか10年ごとの場合は、期限が来ましたよというような通知が来るんでしょうか、行政のほうから。自分でいつこのを見て行かないかんでしょうかということと、一番最初に登録するときは、多分データを、さっきの地方公共団体情報システム機構というところへ持っていくんですかね。それはどういうふうに、ネット上でやるのか、例えば新しく住基に生まれましてよと、基本台帳に載りましたよとあって、それはどうやって機構のほうへ送られるんでしょうか。データとして送られるのか、紙として送られるのか、持っていくのか、最初のときはどうなのかということはどうなんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） まず一番初めに御質問の、期限切れ前に通知をしてもらえるのかということに関しては、国のほうの事務処理要領でそこまでの通達は現在ありませんけれども、今現在、住基カードの関係でやっている事務は、ある程度サービスが低下にならないように維持していくべきなのかなというふうに、まだ事務レベルの話ですけれども、考えておりますので、また組織として今後検討をして、決定していきたいと考えております。

あと、データをどうやってJ-L I Sに送るかというお話ですね。10月5日現在のデータを、人口2万人以上の市町村につきましてはDVDに落とし込んで、それを直接東京の、住所は忘れちゃいけないけれども、J-L I Sの本部に職員が複数で持ち込むと、それに基づいて一斉にデータ処理といいますか、通知カードの発行に向けた準備をしていただいとということですので、若干その通知カードが郵送されるまでには少しタイムラグが出てきます。その間に、新たな異動が出てれば、既存の住基ネットを通じて入力をすることで、新たに住基ができ上がります

ので、それに符番をしていただけるといふ形になります。

先ほど御説明し忘れましたのが、2万人未満はどうするのかというのになりますと、今の住基ネットでもって入力処理をすることでデータが通信されるということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） なかなかまだそこまで国のほうも細かくは決まっていないうのかなというふうに、答弁からは察することができるんですけども、いずれにしても、例えば子供の場合だと5年に1回とか、大人の場合だと10年に1回更新してくるんですね。そうすると、最初のときに、どうしてもカードをつくる人が多いと思うので、5年とか10年おきに発行数が多い年となる。また、新たに生まれてくる人というのは毎年常に生まれてくるんでそんなに大変ではないかもしれませんが、そういうふうなのがしばらくは続くのかなというふうに思いますね。

なので、例えば、現状の体制のままで選任の者を置く必要はないのかどうかということですね、そういう処理に当たるについて。そういう職員上のもは、事務量としては大丈夫なのかということと、それから、物理的に電車で東京まで持っていくという話だったんですけども、例えばそのDVD自体には、やっぱりパスワードとかセキュリティーをかけて持っていくということですよ、置き忘れとか、落としたとかということがあっても開けないようになっているのかどうかということですね、その辺はどうなんでしょうか。どんな形式のファイルで持って行かれるんでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） きょう、実は担当が情報センターのほうに、10月5日前後のデータ処理の関係で説明会がありまして行っておりますので、また帰りましたら確認はとりたいんですけど、パスワード云々についてはちょっと聞いておりませんので、そのために、恐らく複数で来いという話になっています。今のところ2名、総務課のしかるべき人間とうちの住民課長が直接最高機密を搬出、持ち込みするんだという慎重な対応で対処することになっておりますので、途中で盗まれたりとか紛失したりということがないように、極力努めたいと思っております。

○議長（船橋義明君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 職員の体制の関係でございますが、この事務についてはまだ不確定要素が多くて、どのぐらいの事務量になるか正直わかりません。それと、役場全体で、たしか職員の人数を、決算のとき村井部長がお話したように、全体的に本当にどの部署も足りないような状況です。それで、先般職員の定員適正化計画というのを、5年ごとにやっているわけなんですけど、これのヒアリングを各課で行いまして洗い出しを行いました。それを受けて、この

事務についても足りないようであればそこへ補給する、場合によっては兼務で応援体制を行うと、そういったような体制をとって万全を期していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） よくわかりました。まだいろいろ細かいことが決まっていないので、決まり次第、できるだけあらゆる方法で、我々議会にも住民の皆さんにもわかりやすく伝えていただきたいと思うんですね。私個人としては、マイナンバー制度というのは高齢化社会を生き抜くためには必要な制度だというふうには思っております。たしか、この間の茨城県でしたか、ああいう災害のようなときにあわせて職員の数をということとはできないにしても、見ておってもちょっとタイトな感じは僕も受けますので、適正な数と十分に事務に支障がないようなこと、それと住民への周知徹底というのをぜひともお願いしていきたいと思っておりますので、町長、その辺よろしくお願いたします。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第75号議案と同じ理由で議案に反対します。

○議長（船橋義明君） 次に賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議案資料のほうでお願いいたします。

36ページから38ページの中で、現在は笠松町には該当しないということですが、この家庭的保育事業の中で、緩和されて、看護師または准看護師であってもいいというふうになるようですが、看護師と准看護師では、違いは資格の上だけでしょうか。どのように違うのか教えてください。

○議長（船橋義明君） 服部住民福祉部福祉健康課長。

○福祉健康課長（服部敦美君） お答えさせていただきます。

看護師と准看護師ですが、看護師は国家試験によって厚生労働大臣より資格のほうをいただいております。准看護師は県知事のほうから資格のほうをいただいております。

業務的には、保助看法といひまして保健師助産師看護師法があるんですけど、その中で、多少業務の内容が違っております。ただし、基本的には、看護業務に関してはできますので、よろしいかと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 学歴的には、看護師と准看護師に違いはありますか。

○議長（船橋義明君） 服部福祉健康課長。

○福祉健康課長（服部敦美君） 学歴的には、看護師のほうは、今ですと大学のほうを卒業という形になってはいますが、一応3年間の看護の勉強をしてはおります。准看護師につきましては、いろいろ方法はあるんですけど、高校で3年間勉強して取られる場合もありますし、あと働しながらという形で3年勉強してという方法もありますし、あと2年間だけでという方法もいろいろあるかと思ひますけれども。

〔挙手する者あり〕

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 資格の問題で緩和されるということと同時に、人の命を扱うということでは医療にも準ずると思ひますが、私がお産をしたときに准看護師さんしかいないところでして、本当に、私の生涯にかかわるような形で終わったことがありまして、ですから、私はこの緩和というのはなぜされたのか、その家庭的というところで看護師さんをとというと、本当に大事なこととして最初はやられたんだろうと思ひますけれど、多分高額な、1人を雇おうとすれば大変なことになるようなことからこんなになつたのではないかと思ひたりして、ちょっと気になってはおります。どういう事情でここを緩和されたのかはわかりませんね、わかりましたら教えてください。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 副町長が冒頭提案説明でお話しいたしましたが、地域の実情を考慮して、確保が困難であるという地域事情があるということで、事業の円滑な運営のために

規制緩和したというふうに聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（船橋義明君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 笠松町は、今のいろんな事情でここまでやらなくてもお子様たちを預かって事業ができていくということだと思いますけれど、この近辺でこうした、この条例に基づくような保育を運営していらっしゃるようなところはあるのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 適用がこの4月からですので、ちょっと情報不足といえますが、承知していないのが実情です。事業所としても、なかなかこういう事業を新規で行うということが、ベンチャーと言ったらおかしいですけども、かなり必要に迫られたところでないと発生しないのかなという思いがあります。都市部なんかですと、やはりどうしても求められる部分があるのかもしれないかもしれませんが、それはちょっと照会といえますか、調べてみないと現在ではわかりません。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 平成27年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 37ページですが、4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護保険基金積立金、前年度の余りということで2,207万円の介護保険基金に積み立てですが、言ってみれば、皆さんの保険料の運用の結果で余ったお金をこうして基金に積み立てていくという方法しかないでしょうか。保険料の引き下げにつながるように生かしていくことはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 岩越部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） あいにく介護保険の制度設計といいますか、システムとして3年間同じ保険料をいただくということで、1年目がある程度多目の金額になりまして、給付が右肩に上がっていくという想定のもとで、当然1年目で余るお金を基金に積み立てて、2年目の保険給付費の増大に対応しようとする。同様に、2年目で若干余るだろう保険料相当部分を基金に積んで、3年目のもう少し増大する給付費に対応しようという形で、もしこれが足りなければ借金をしなければならず、その借金は次の期の3年ある介護保険事業計画の中で借金を返しながら保険料をたくさんいただかなあかんということになります。今回は、第5期の保険料が2,200万相当あったということで、今回の期に関しましては変更することはございませんが、第7期の際に、継続してまだ基金がある、色がついていないもので難しいんですけども、トータルであるようであれば、次回の保険料の抑制につながるということになります。

ので、今回の第6期につきましては、ちょっと静観をしていただきたいというふうに思います。直接還付と申しますか、保険料を下げるというシステムにはなっておりませんので、御理解いただきたいと申します。

○議長（船橋義明君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと申します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと申します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと申します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

延会 午後2時04分